

Ⅱ 学生生活に関する内容

ハラスメント

新潟食料農業大学では「人権委員会」を設置し、「ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」「ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン」を制定しています。学生・教職員の皆さんで、ハラスメントに関する意識を高めて、ハラスメントのない健全なキャンパスライフを過ごしましょう。

ハラスメントとは？

相手の意に反する言動や行為により、その人格を傷つけ、人権を侵害することです。大学生活においては修学、教育、研究または就労の場で嫌がらせ、いじめ、もしくは不利益を与える行為などが該当します。

あなたがもしハラスメントを受けたら

新潟食料農業大学では、ハラスメント相談窓口を設けています。相談には各コースならびに事務局から選出されたハラスメント相談員が皆さんの希望に合わせて対応します。「被害者」からの相談だけでなく「加害者」からの相談にも対応し、同等に人権保護に努めます。問題発生から解決まで、個人のプライバシーに配慮した調査と検討をするシステムが整っています。どんなことでも、安心して相談してください。

〈ハラスメント相談窓口〉

■メールでのご相談（匿名でも可）

新潟食料農業大学 jinken@nafu.ac.jp

※担当者のみで対応／24時間受付